

社会教育法等の一部を改正する法律の概要

(社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正)

趣旨

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

概要

I. 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等

- 教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定を整備する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供を追加するとともに、これに関連して社会教育主事の職務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加する。(社会教育法)
- 家庭教育に関する情報の提供について、教育委員会の事務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 図書館及び博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加する。(図書館法、博物館法)

II. 社会教育施設の運営能力の向上

- 公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるものとする。(社会教育法、図書館法、博物館法)

III. 専門職員の資質の向上と資格要件の見直し

- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等の研修を行うよう努めるものとする。(図書館法、博物館法)
- 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、社会教育主事、司書及び学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにする。(社会教育法、図書館法、博物館法)
- 司書及び司書補に係る資格要件の見直しを行う。(図書館法)
 - ・ 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定める(※)。
 - ・ 高等学校卒業者のほか、高卒認定試験の合格者等の大学入学資格を有する者も、司書補となる資格を有することとする。

IV. その他

- 地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付について調査審議する審議会等に代えることができることとする。(社会教育法)

施行期日

公布の日(平成20年6月11日)(ただし、(※)については平成22年4月1日)